仮使用認定申請書

(第一面)

建築基準法第7条の6第1項第二号(同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項に おいて準用する場合を含む。)の規定による仮使用の認定を申請します。

申請にあたっては、一般財団法人滋賀県建築住宅センター確認検査業務約款及び同確認検査業務規程を遵守します。

一般財団法人 滋賀県建築住宅センター 理事長 様

センターに申請した年月日です

令和元年5月30日

申請者氏名

滋賀 びわ子



申請種別にチェック

【仮使】が認定を申請する建築物等】

■建築物

□建築設備(昇降機以外)

□工作物(法第88条第1項)

□建築設備(昇降機)

□工作物(昇降機)

□工作物(法第88条第2項)

※受付欄				※決裁欄	※認定番号	_	※特記
令和	年	月	日	※欄は当	センターで記入します 令和 年 月		
第			号		第	号	
係員印					係員印		
※条件				,			,

【1. 建築主、設置者又は築造主】

【1. 氏名のフリガナ】 **シガ ビワ**] 【n. 氏名】 **滋賀 びわ子** 【n. 郵便番号】 **520-0801**

【二.住所】 滋賀県大津市におの浜一丁目

【ホ. 電話番号】 077-510 - 0000

崎と﨑、高と髙

など漢字に注意して下さい

・電話番号が無い場合は 無し 又は — と記入 概要書には建築主の電話番

号は記入しません

【2. 代理者】

【4. 資格】 (**1級**) 建築士 (**大臣**) 登録第 OOOOO 号

【1. 氏名】 近江 富士夫

【n. 建築士事務所名】 (**1級**) 建築士事務所 (**滋賀県**) 知事登録第 (**1**) 〇〇〇号

近江富士夫一級建築士事務所

【二. 郵便番号】 523-0893

【ホ. 所在地】 滋賀県近江八幡市桜宮町

【^. 電話番号】 0748-31-0000

·FAX番号の記入あれば訂正内容FAXします

・代理者の方は申請者からの委任状が必要です

【3. 建築確認】

【4. 確認済証番号】 第 H3O確認建築滋建住OOOO 号

【中. 確認済証交付年月日】 平成30年12月23日

【ハ. 確認済証交付者】 一般財団法人 滋賀県建築住宅センタ

【4. 敷地の位置】

【4. 地名地番】 滋賀県〇〇市〇〇町

【中. 住居表示】

直近の確認申請について記載し て下さい。

計画変更があればその申請内容を記載して下さい

【5. 設置する建築物又は工作物】

【イ. 所在地】

【ロ.名称のフリガナ】

【ハ.名称】

仮使用を受ける対象が建築物・ 工作物の場合は[4.]

昇降機や建築設備の場合は

(5.)欄に記入して下さい

【6. 仮使用の用途】

事務所•倉庫

【7. 工事完了予定年月日】 令和 元 年 6 月11日

仮使用部分の工事完了予定日 です

【8. 仮使用期間】 令和 元 年 6 月15日から 令和 元 年 6 月27日まで

【9. 申請の理由】

既設倉庫の解体が未完であるため完了検査が受けられない。 新設の倉庫に荷物を移し、事務所を使用するため。

【10. 備考】

昇降機については完了検査を申請

(注意)

1. 第一面関係

- ① 申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② 「仮使用の認定を申請する建築物等」の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第88条第1項に規定する工作物のうち同法施行令第138条第2項第1号に掲げるものにあっては、「工作物(昇降機)」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ③ ※印のある欄は記入しないでください。

2. 第二面関係

- ① 建築主、設置者又は築造主が2以上のときは、1欄は代表となる建築主、設置者又は築造主について記入し、別紙に他の建築主、設置者又は築造主についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ② 建築主、設置者又は築造主からの委任を受けて申請を行う者がいる場合においては、2欄に記入してください。
- ③ 2欄は、代理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に所属してないときは、所在地は代理者の住所を書いてください。
- ④ 3欄は、計画変更の確認を受けている場合は直前の計画変更の確認について記載してください。
- ⑤ 4欄は建築物又は工作物(昇降機を除く。)について、5欄は昇降機又は建築設備について仮使用の認定を受けようとする場合に記入してください。
- ⑥ 住居表示が定まっているときは、4欄の「ロ」に記入してください。
- ⑦ 6欄及び9欄は、できるだけ具体的に書いてください。